審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名:道路交通法(5-25)

根 拠 条 項:第104条の4第3項

処 分 の 概 要:申出による免許の付与

原権者(委任先):千葉県公安委員会

法 令 の 定 め : 道路交通法第104条の4第1項及び第2項(申請による取消

し)、第107条第2項(免許証の返納等)

道路交通法施行令第39条の2の2(申請による取消しの際に受けることができる免許の種類)、第39条の2の3(申請による取

消しの基準)

道路交通法施行規則第30条の9 (取消しの申請等)

審 査 基 準 : 判断基準は「法令の定め」に尽くされている。

標 準 処 理 期 間 : 交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日

警察署窓口受理は 14日

申 請 先:交通部運転免許本部運転免許課

警察署の交通課窓口

問 い 合 わ せ 先 : 交通部運転免許本部運転免許課

電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0

|備 考:県外からの転入と同時に申請の方は標準処理期間が21日です。